

蕨市マンションアドバイザー派遣要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内に存するマンションの維持管理等に取り組むマンション管理組合等を支援することを目的として、マンション管理等についての的確な助言を行うマンションアドバイザーの派遣について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「法」という。）に定めるもののほか、次に定めるところによる。

- (1) マンションアドバイザー 埼玉県分譲マンションアドバイザー登録制度実施要項（以下「県実施要項」という。）に基づき、埼玉県において登録されているマンションアドバイザーをいう。
- (2) マンション管理組合等 法2条第2号のマンションで市内に存するものの区分所有者等、同条第3号の管理組合及び同条第4号の管理者等のことをいう。

(派遣)

第3条 市長は、第5条の規定による申請をしたマンション管理組合等が次の各号のいずれかに該当するときは、マンションアドバイザーを派遣するものとする。

- (1) 県実施要項に基づく派遣が行われたマンション管理組合等で、更に派遣が必要と認めるとき。
- (2) 蕨市の実施するマンション管理相談を受けたマンション管理組合等で、派遣が必要と認めるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

2 前項の規定による派遣は、同一のマンション管理組合等につき2回を上限とする。

(業務内容)

第4条 マンションアドバイザーは、マンション管理組合等に対して、マンションの維持管理等について、専門的な見地から適切な助言を行うものとする。

(派遣の申請)

第5条 マンションアドバイザーの派遣を受けようとするマンション管理組合等は、蕨市マンションアドバイザー派遣申請書（様式第1号）により市長に申請しなければならない。

(派遣の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、その適否を速やかに蕨市マンションアドバイザー派遣に関する通知書（様式第2号）により、申請した者に通知するものとする。

（派遣の決定取消）

第7条 市長は、マンションアドバイザーの派遣の決定を受けた者が、この要綱の目的に反し、又は、派遣の目的を達成できないと認めたときは、派遣の決定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により派遣の決定を取り消したときは、その旨をマンションアドバイザー派遣の決定を受けた者に通知するものとする。

（業務報告）

第8条 マンションアドバイザーは、派遣が終了したときは、速やかにその結果を書面により市長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告の内容については、マンションアドバイザーの派遣を受けたマンション管理組合等の確認を受けるものとする。

（謝礼の支払い）

第9条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、派遣1回につき20,000円をマンションアドバイザーに対し支払うものとする。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。